

令和5年度 第5回
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会
資料

日時 : 令和6年2月29日(木) 18:30~20:30

場所 : 総合あんしんセンター 3階 大会議室

目 次	ページ
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会委員名簿	……1
高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例	……2
高齢者保健福祉計画の施策体系	……4
報告・協議事項	
1 パブリック・コメントの結果について	……5
	別紙資料1
2 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6～8年度)の原案について	……別紙資料2
3 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 (令和6～8年度)の概要版(案)について	……別紙資料3

別紙資料

- 1 高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)
案に係るパブリック・コメント結果
- 2 高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)
原案
- 3 高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)
概要版(案)

高知市高齢者保健福祉計画推進協議会 委員名簿

任期: 令和5年4月1日～令和8年3月31日

※大畑委員は令和5年7月12日～

	所属	役職等	委員氏名
1	国立大学法人高知大学	教授	安田 誠史
2	一般社団法人高知県作業療法士会	会長	浅川 英則
3	一般社団法人高知市医師会	理事	植田 一穂
4	一般社団法人高知市歯科医師会	会長	宮川 慎太郎
5	公益社団法人高知県栄養士会	会長	新谷 美智
6	公益社団法人高知県薬剤師会	高知市薬剤師会会長	植田 隆
7	公益社団法人高知県理学療法士協会	会長	大畑 剛
8	公益社団法人 高知市シルバー人材センター	局長	藤原 好幸
9	公益社団法人 認知症の人と家族の会高知県支部	代表	楠木 司
10	高知県医療ソーシャルワーカー協会	会長	中本 雅彦
11	高知県ホームヘルパー連絡協議会	副会長	川田 麻衣子
12	高知県老人福祉施設協議会	副会長	福田 晃代
13	高知市居宅介護支援事業所協議会	理事	森田 誠
14	高知市民生委員児童委員協議会連合会	副会長	公文 康俊
15	高知市老人クラブ連合会	副会長	北代 俊雄
16	社会福祉法人高知市社会福祉協議会	常務理事	池内 章
17	特定非営利活動法人 高知市身体障害者連合会	会長	中屋 圭二
18	公募委員		小笠原 育子
19	公募委員		西村 敦司
20	公募委員		藤田 千夏

●高知市高齢者保健福祉計画推進協議会条例

(平成27年4月1日条例第47号)

(設置)

第1条 高知市高齢者保健福祉計画(以下「高齢者保健福祉計画」という。)及び高知市介護保険事業計画(以下「介護保険計画」という。)の策定及び推進等に当たり、広範な市民の意見を反映するため、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の策定に関すること。
- (2) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画に基づく諸施策の進捗状況に関すること。
- (3) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進の方策に関すること。
- (4) 高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の見直しに関すること。
- (5) 高齢者保健福祉計画と介護保険計画との調和に関すること。
- (6) その他高齢者保健福祉計画及び介護保険計画の推進に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する委員20人以内で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 市民
- (4) その他市長が特に必要と認める者

2 前項第3号の委員は、公募によるものとし、その選考に当たっては、高知市高齢者保健福祉計画推進協議会公募委員選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査する。

3 委員の公募の実施並びに選考委員会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を行う。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(資料提供その他の協力等)

第7条 協議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(専門部会)

第9条 協議会の所掌事項について専門的に協議する必要があるときは、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営について必要な事項は、市長が別に定める。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康福祉部において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

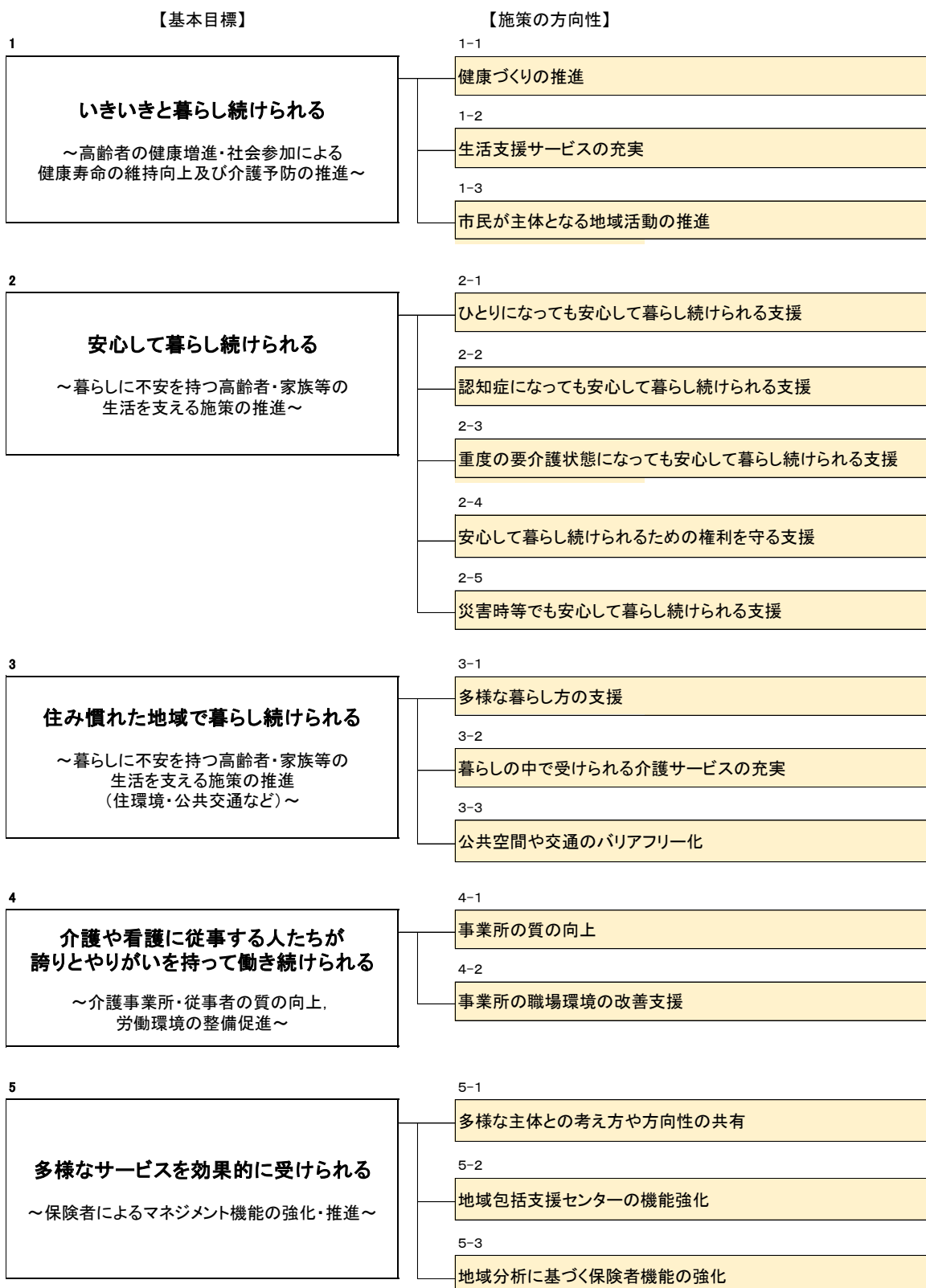
(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において置かれていた高知市高齢者保健福祉計画推進協議会(高知市高齢者保健福祉計画推進協議会設置要綱(平成6年7月26日制定)の規定に基づき組織されたものをいう。以下「旧協議会」という。)は、協議会となり、同一性をもって存続するものとする。

3 この条例の施行の際現に旧協議会の委員として市長から委嘱されている者及び旧協議会の会長又は副会長に選任されている者は、施行日において協議会の委員に委嘱され、又は会長若しくは副会長に選任されたものとみなす。ただし、その任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、旧協議会の委員並びに会長及び副会長としての残任期間に相当する期間とする。

● 高齢者保健福祉計画の施策体系

基本理念 : 『 ちいきぐるみの支え合いづくり 』



報告・協議事項

1 パブリック・コメント結果について

➤ 別紙資料1をご覧ください。

2 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）の原案について

- **別紙資料2**をご覧ください。
- 修正した主な内容については、次頁に記載しています。

高知市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）

原案の主な修正点について

- P81 第4章第2節 2-2認知症になっても安心して暮らし続けられる支援

<修正前>

令和元年度に取りまとめられた国の認知症施策推進大綱では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる社会をめざすこととしており、令和6年度には共生社会の実現を推進するための認知症基本法も施行されます。

<修正後>

令和元年度に取りまとめられた国の認知症施策推進大綱では、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らすことができる社会をめざすこととしており、令和6年1月に共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行されました。

- P112 第4章第5節 5-3地域分析に基づく保険者機能の強化<指標・目標>

<修正前>

※他保険者（中核市）との乖離から適正化事業の状況を把握するため、「見える化」システムを用い、高齢化の影響を排除した下記3指標（調整済み指標）を確認します。

指標名	現状（高知市）	現状（中核市平均）
調整済み認定率	<u>17.3%</u> 【令和4年度】	<u>17.3%</u> 【令和4年度】
在宅サービスの調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額	<u>9,883円</u> 【令和3年度】	<u>10,483円</u> 【令和3年度】
施設及び居住系サービスの調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額	9,535円 【令和3年度】	9,311円 【令和3年度】

<修正後>

※他保険者（中核市）との乖離から適正化事業の状況を把握するため、「見える化」システムを用い、高齢化の影響を排除した下記3指標（調整済み指標）を確認します。

指標名	現状（高知市）	現状（中核市平均）
調整済み認定率	<u>19.4%</u> 【令和4年度】	<u>19.7%</u> 【令和4年度】
在宅サービスの調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額	<u>11,102円</u> 【令和3年度】	<u>11,899円</u> 【令和3年度】
施設及び居住系サービスの調整済み第1号被保険者1人当たり給付月額	9,535円 【令和3年度】	9,311円 【令和3年度】

2 P134 第5章 4-2第9期の方針と考え方について

(1)第9期における国の方針 ④保険料に係る所得についての特例措置の終了

<修正前>

介護保険料の算定に際して, 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合に合計額から10万円控除を行う特例措置の終了

<修正後>

市町村民税課税者の介護保険料の算定に際して, 合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る雑所得が含まれる場合に合計額から10万円控除を行う特例措置の終了

3 高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の概要版(案)について

➤ 別紙資料3をご覧ください。

